

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月8日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村世界R E I Tインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	6,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

（以下「ファンド」といいます。なお、「野村世界REITインデックス Aコース（一任口座）」、「野村世界REITインデックスAコース」と称する場合があります。）

ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■ 信用格付 ■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

6,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2022年4月9日から2023年4月14日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券およびJ-REITインデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）と東証REIT指数（配当込み）の月次リターンを、S&P先進国REIT指数（除く日本）と東証REIT指数の時価総額加重で合成して算出した指数を対象指数とし、対象指数の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

- ・S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）は、S&Pの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数から、REIT及びREITと同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、日本を除く先進国に上場する不動産投資信託（REIT）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。
- ・東証REIT指数（配当込み）は、東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄に投資した場合の投資成果（市場における価格の変動と配当金の受け取りを合わせた投資成果）を表す指数です。東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄を対象とした時価総額加重平均を、2003年3月31日を1,000として指数化したものです。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は3,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
---------	--------	-------------------	------

単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (合成指数)
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(不動産投信)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産による区分〕

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

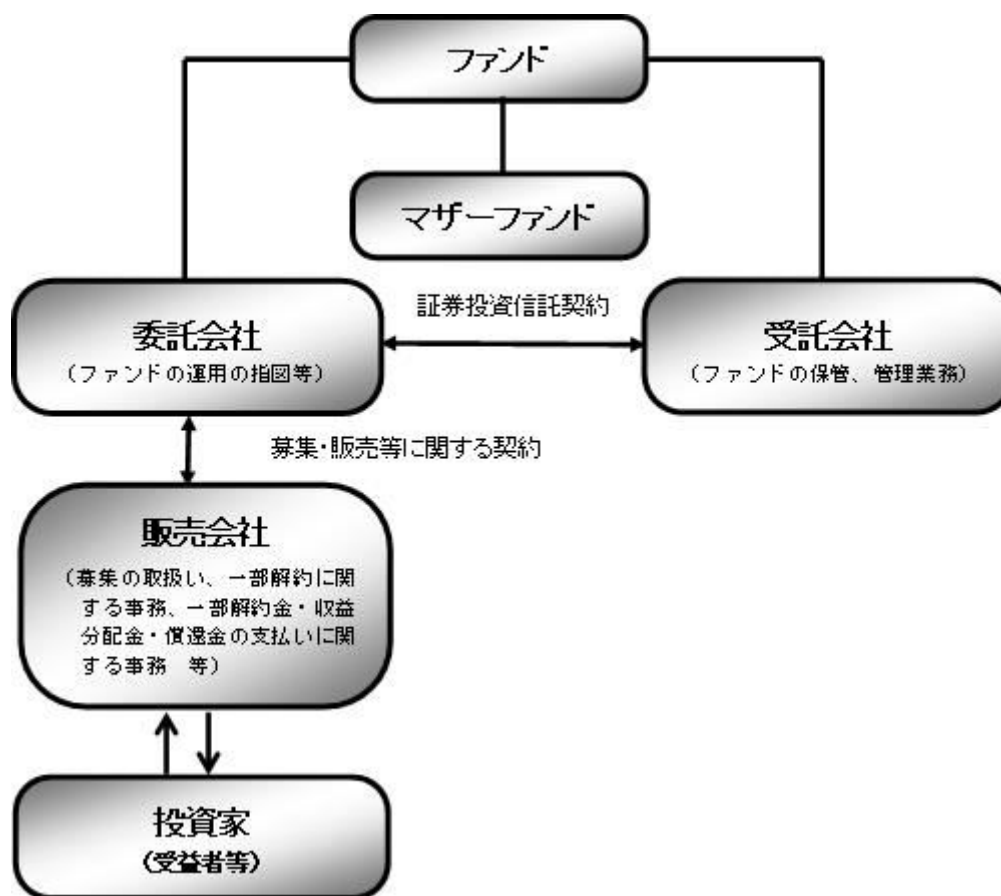
- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2017年12月15日

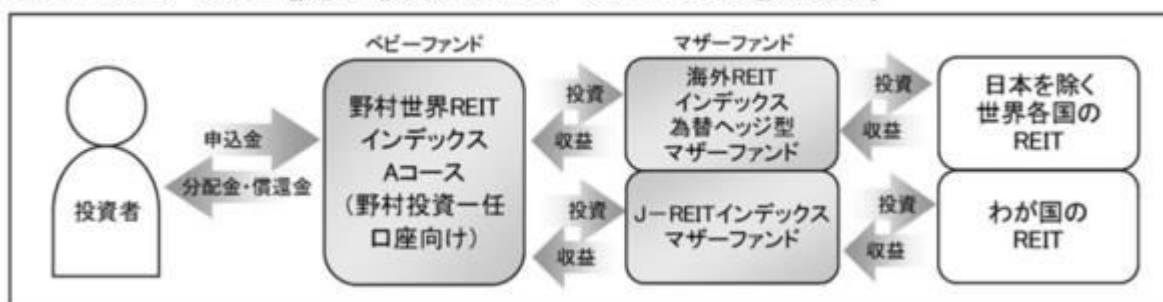
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）
マザーファンド (親投資信託)	海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド J-REITインデックス マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



※各マザーファンドに代えて、ETFに直接投資する場合があります。

■ 委託会社の概況(2022年2月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

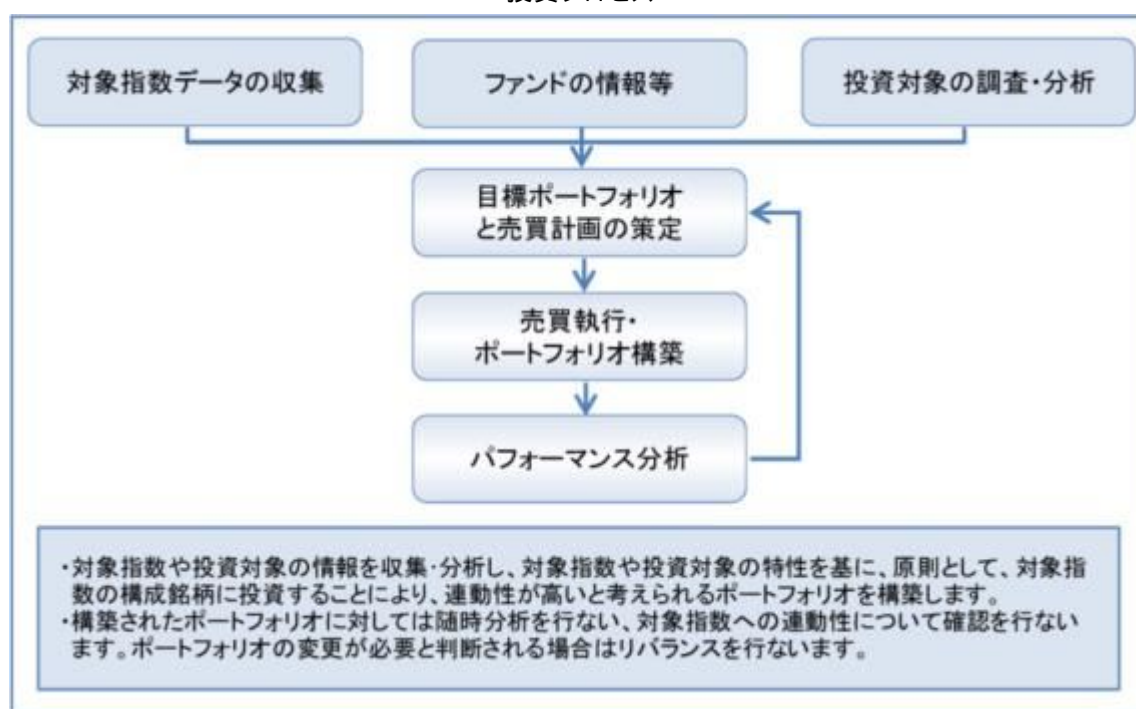
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド受益証券およびJ-REITインデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、対象指数の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

■ 投資プロセス ■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてREITに投資します。
- 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、対象指数における海外および国内の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。

投資対象地域	マザーファンド名	主要投資対象	対象指数
海外	海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本を除く世界各国のREIT	S&P先進国REIT指数 （除く日本、配当込み、円ヘッジ）
国内	J-REITインデックスマザーファンド	わが国のREIT	東証REIT指数（配当込み）

- 各マザーファンド受益証券の組入比率の合計は原則として高位を維持することを基本とします。
- 対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- 為替ヘッジはマザーファンドにおいて行なうため、ファンドにおいては原則として為替ヘッジは行ないません。

■REITについて■

REIT（Real Estate Investment Trust）とは、「不動産（Real Estate）」に投資する「投資信託（Investment Trust）」のことです。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■ 指数の著作権等について ■

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）

本ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&Pは、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいはS&P先進国REIT指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&Pは、被許諾者とは、S&PおよびS&P先進国REIT指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P先進国REIT指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なくS&Pにより決定、作成、および計算されています。

S&Pは、S&P先進国REIT指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&Pは、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。

S&Pは、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&Pは、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&Pは、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人がS&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&Pは、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&Pは、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

東証REIT指数（配当込み）

東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX 総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。

JPXは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

JPXは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

JPXは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。

JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証REIT指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

（２）【投資対象】

世界各国の不動産投資信託証券（REIT）¹を実質的な主要投資対象²とします。

なお、世界各国のREIT等に直接投資する場合があります。

1世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドに

おいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

- 2「実質的な主要投資対象」とは、「海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。なお、各マザーファンドに代えて、各マザーファンドの対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行なう上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 および 」に定めるものに限り、）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンドおよびJ-REITインデックス マザーファンド（以下「各マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい

ます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券および新株予約権証券
 12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
 13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）であって、有価証券に係るオプションを表示する証券または証書
 18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定め

る証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

(海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

効率的な運用を行なうため、REIT指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行な

いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（J-REITインデックス マザーファンド）

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の不動産投資信託証券（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

（2）投資態度

J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への直接投資は行ないません。

不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

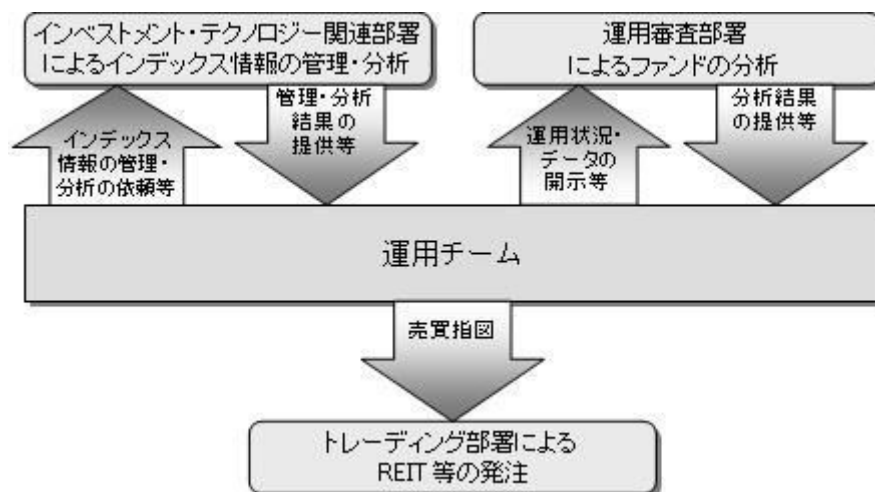
同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超えるJ-REITがある場合には、当該J-REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（3）【運用体制】

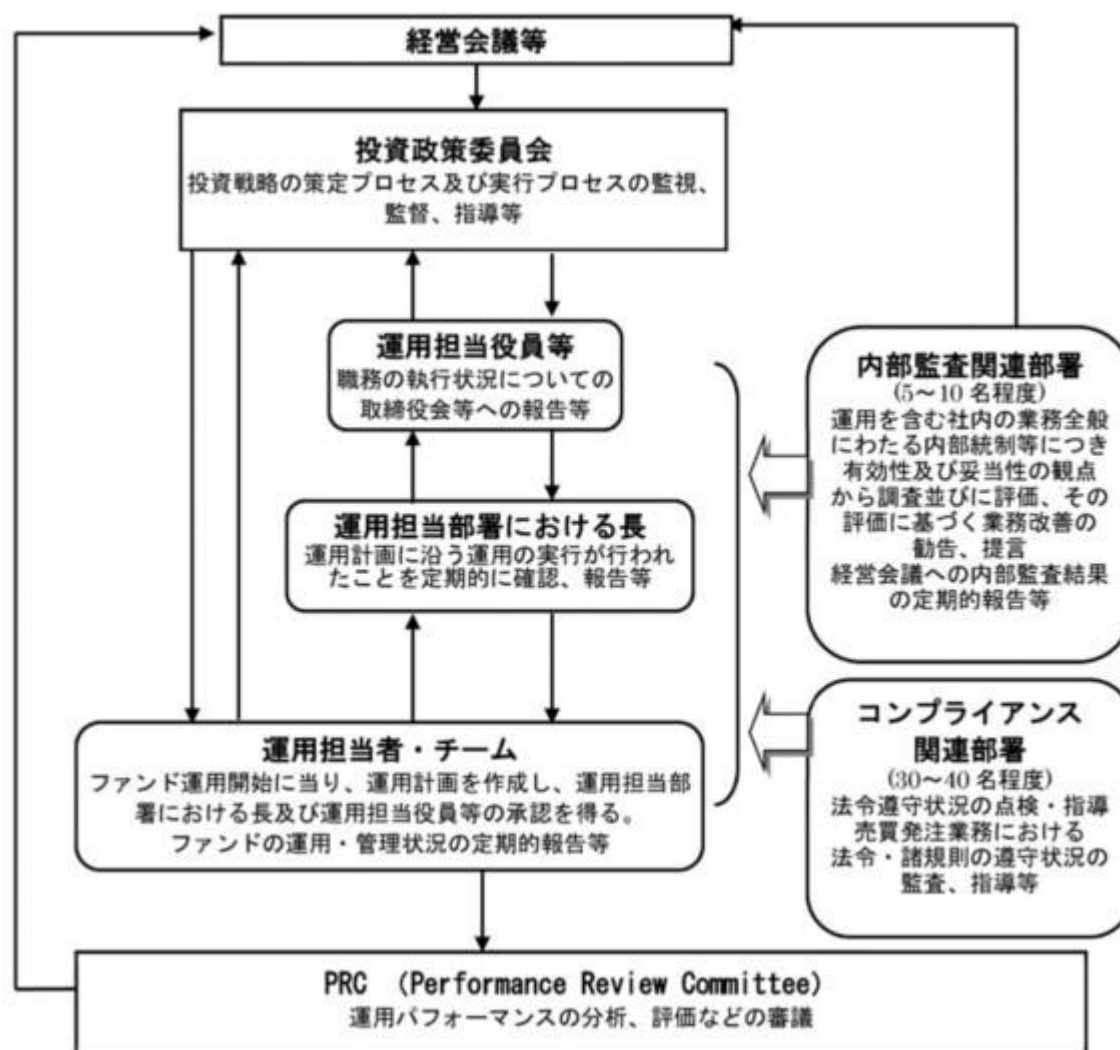
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎月17日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

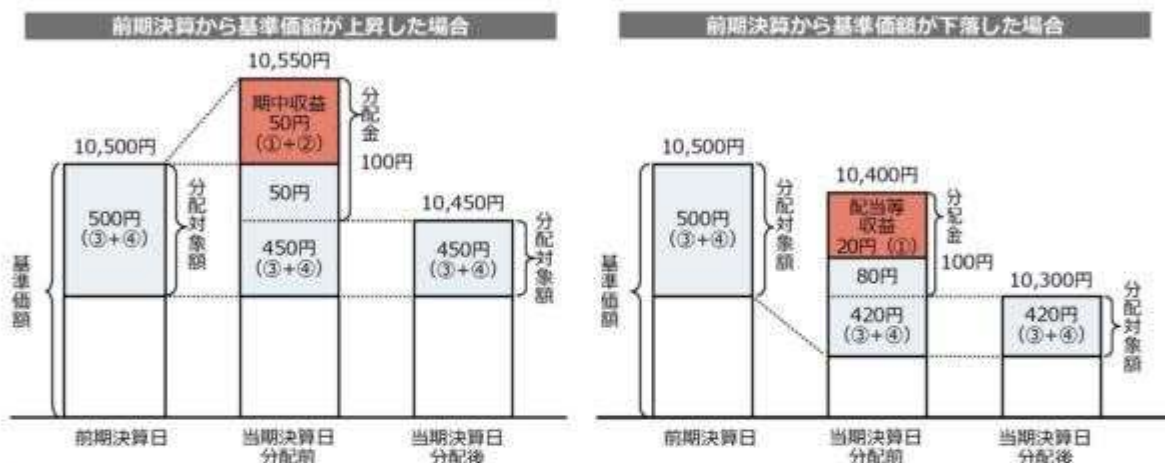


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

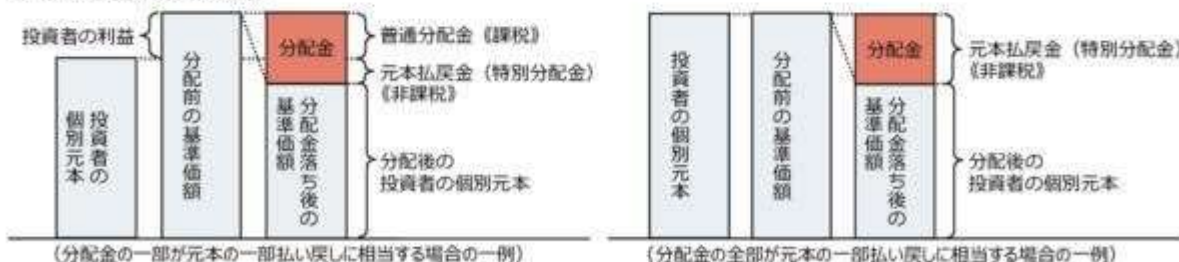
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- （ ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ）上記（ ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図(信託約款)

- （ ）委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- （ ）委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- （ ）委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(信託約款)

- （ ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- （ ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは

ありません。

- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- () 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数（合成指数）との連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

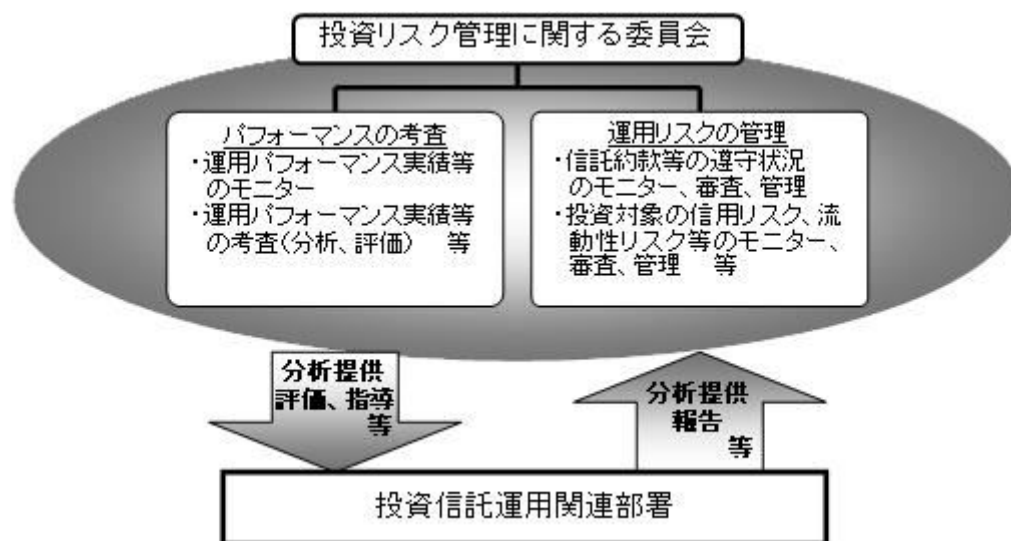
運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



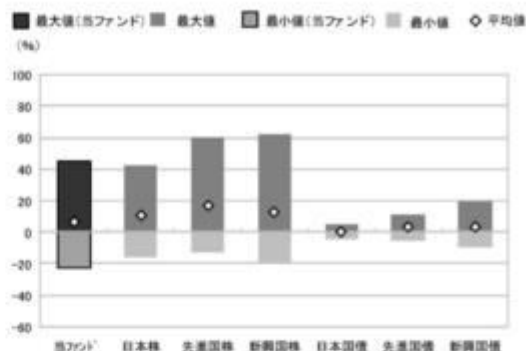
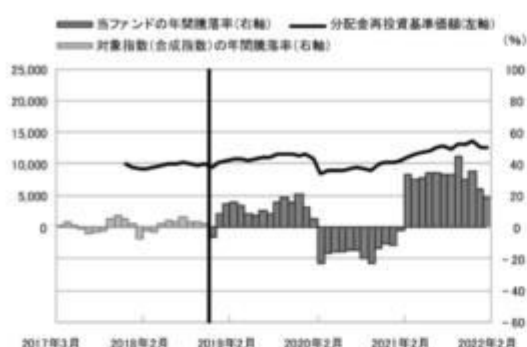
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

（2017年3月末～2022年2月末：月次）

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	45.0	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△ 23.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 5.4	△ 9.4
平均値(%)	6.6	10.3	17.1	13.2	0.1	3.6	3.8

- ※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を 10,000 として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※ 年間騰落率は、2017 年 3 月から 2022 年 2 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。なお、2018 年 11 月までは、対象指数(合成指数)の騰落率を表示しております。

- ※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ 2017 年 3 月から 2022 年 2 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象指数(合成指数)を用いて算出しております。
- ※ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ※ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)、「指数スポンサー」は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPML J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年0.418%（税抜年0.38%）以内 （2022年3月末現在 年0.418%（税抜年0.38%））
-------	--

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
＜委託会社＞ ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.30%以内 （2022年3月末現在年0.30%）
＜販売会社＞ 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.05%
＜受託会社＞ ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%

* ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示してありません。

* ファンドがETFに投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかりますが投資するETFとその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。

なお、当該費用のうち委託会社が収受する分に関しては、信託報酬の調整を行いません。

● 信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率＝年0.38%（税抜）－対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年0.38%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとし、各マザーファンドに代えて投資するものをいいます。

- ・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。
- ・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×当該各対象ETFの投資割合」を合計した値とします。

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- * これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 個別元本について ■

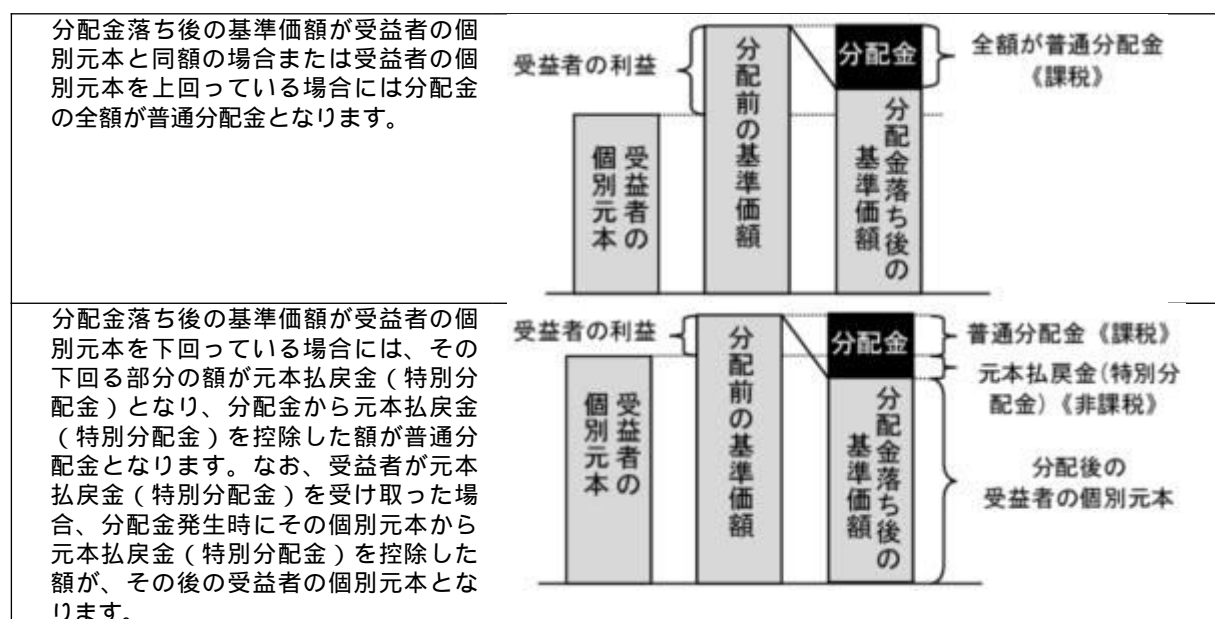
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年2月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2022年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村世界ＲＥＩＴインデックス Ａコース（野村投資一任口座向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,250,989,093	99.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	965,292	0.02
合計（純資産総額）		3,251,954,385	100.00

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	5,359,715,009	75.69
	カナダ	134,405,857	1.89

	ドイツ	4,514,535	0.06
	イタリア	2,069,440	0.02
	フランス	134,612,209	1.90
	オランダ	13,521,332	0.19
	スペイン	29,415,861	0.41
	ベルギー	87,955,274	1.24
	アイルランド	6,963,149	0.09
	シンガポール	3,540,812	0.05
	イギリス	397,416,384	5.61
	オーストラリア	466,228,950	6.58
	ニュージーランド	26,103,737	0.36
	香港	95,259,868	1.34
	シンガポール	218,793,970	3.09
	韓国	12,426,931	0.17
	イスラエル	5,609,536	0.07
	小計	6,998,552,854	98.84
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	81,977,188	1.15
合計（純資産総額）		7,080,530,042	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	102,217,838	1.44

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	41,531,989,100	96.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,294,102,657	3.02
合計（純資産総額）		42,826,091,757	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT指数先物取引	買建	日本	1,289,842,500	3.01

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村世界ＲＥＩＴインデックス Ａコース（野村投資一任口座向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス為替 ヘッジ型マザーファンド	1,668,520,597	1.7982	3,000,438,622	1.8032	3,008,676,340	92.51
2	日本	親投資信託 受益証券	J-ＲＥＩＴインデックス マ ザーファンド	95,617,060	2.5686	245,608,093	2.5342	242,312,753	7.45

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.97
合 計	99.97

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	28,770	16,157.35	464,847,146	17,153.39	493,503,246	6.96
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	3,500	100,783.86	352,743,529	82,703.75	289,463,149	4.08
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	5,929	38,333.71	227,280,581	41,909.98	248,484,301	3.50
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,770	15,792.21	201,666,630	16,142.33	206,137,618	2.91
5	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	11,040	19,230.24	212,301,933	15,934.34	175,915,169	2.48
6	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	22,010	8,055.07	177,292,144	7,788.07	171,415,421	2.42
7	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	16,970	9,986.20	169,465,873	9,742.02	165,322,088	2.33
8	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,440	26,975.16	146,744,907	28,199.97	153,407,878	2.16
9	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	13,310	9,898.58	131,750,191	10,082.89	134,203,306	1.89
10	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,510	23,984.13	132,152,605	22,379.72	123,312,279	1.74
11	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	66,000	1,919.46	126,684,558	1,842.31	121,593,087	1.71
12	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	5,190	22,422.47	116,372,658	22,437.49	116,450,620	1.64
13	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	4,490	22,728.24	102,049,808	24,255.10	108,905,401	1.53
14	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	23,240	4,842.63	112,542,799	4,511.07	104,837,313	1.48
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	15,600	6,469.73	100,927,899	6,262.81	97,699,836	1.37
16	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	4,520	23,972.53	108,355,857	21,337.46	96,445,333	1.36
17	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,537	38,766.00	98,349,366	37,509.84	95,162,467	1.34
18	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	46,900	2,004.12	93,993,550	1,984.80	93,087,458	1.31
19	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	14,880	6,213.25	92,453,289	6,228.14	92,674,798	1.30
20	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	24,600	3,645.10	89,669,689	3,243.48	79,789,817	1.12
21	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	5,520	13,169.62	72,696,319	14,265.80	78,747,233	1.11
22	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	4,010	17,813.09	71,430,503	19,422.79	77,885,426	1.09

23	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	21,080	4,187.44	88,271,302	3,656.00	77,068,522	1.08
24	香港	投資証券	LINK REIT	81,700	1,047.97	85,619,892	939.16	76,729,780	1.08
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	11,290	6,414.46	72,419,287	6,475.42	73,107,514	1.03
26	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	23,900	2,561.97	61,231,101	2,821.73	67,439,371	0.95
27	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	7,290	9,140.60	66,635,028	8,973.61	65,417,639	0.92
28	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	11,260	5,677.99	63,934,242	5,623.81	63,324,196	0.89
29	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	27,700	1,873.04	51,883,336	2,166.56	60,013,781	0.84
30	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,660	10,129.57	67,462,955	8,791.04	58,548,353	0.82

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.84
合 計	98.84

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	4,664	723,355	3,373,732,056	658,000	3,068,912,000	7.16
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,001	683,928	2,736,397,858	613,000	2,452,613,000	5.72
3	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	12,957	188,026	2,436,262,093	171,600	2,223,421,200	5.19
4	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	6,545	357,962	2,342,866,485	337,500	2,208,937,500	5.15
5	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	12,937	180,602	2,336,456,052	151,800	1,963,836,600	4.58
6	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	20,185	113,869	2,298,450,377	93,100	1,879,223,500	4.38
7	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	6,007	327,210	1,965,551,809	311,500	1,871,180,500	4.36
8	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,000	366,332	1,465,330,416	322,000	1,288,000,000	3.00
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	7,971	210,353	1,676,724,456	160,900	1,282,533,900	2.99
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	9,006	159,002	1,431,975,667	131,500	1,184,289,000	2.76
11	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	2,734	441,344	1,206,635,927	374,000	1,022,516,000	2.38
12	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	5,679	205,826	1,168,887,287	172,300	978,491,700	2.28
13	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	12,144	91,736	1,114,053,024	76,400	927,801,600	2.16
14	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	1,238	797,966	987,882,306	679,000	840,602,000	1.96
15	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,381	649,559	897,041,230	605,000	835,505,000	1.95
16	日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,132	497,328	1,060,305,179	388,500	828,282,000	1.93
17	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	1,576	588,854	928,034,450	525,000	827,400,000	1.93
18	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,697	323,062	871,299,636	300,500	810,448,500	1.89
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	4,897	181,836	890,452,423	164,900	807,515,300	1.88

20	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	12,256	69,295	849,284,161	58,700	719,427,200	1.67
21	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	17,608	45,725	805,130,529	39,300	691,994,400	1.61
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	4,705	157,785	742,380,040	143,100	673,285,500	1.57
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,402	517,980	726,208,917	473,000	663,146,000	1.54
24	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	4,704	162,933	766,437,020	138,000	649,152,000	1.51
25	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	846	787,196	665,968,611	708,000	598,968,000	1.39
26	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	3,732	182,882	682,517,424	156,400	583,684,800	1.36
27	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,861	352,332	655,690,100	310,500	577,840,500	1.34
28	日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	3,835	163,867	628,433,510	150,400	576,784,000	1.34
29	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	5,406	118,737	641,894,669	104,600	565,467,600	1.32
30	日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 投資証券	2,863	229,871	658,121,044	188,700	540,248,100	1.26

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.97
合 計	96.97

【投資不動産物件】

野村世界ＲＥＩＴインデックス Ａコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村世界ＲＥＩＴインデックス Ａコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 （円）	評価額	評価額 （円）	投資 比率 （％）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2022年03月限)	買建	22	米ドル	948,340	109,580,685	884,620	102,217,838	1.44

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
REIT指数先物 取引	大阪取引所	REIT指数先物(2022年03月限)	買建	687	日本円	1,376,420,850	1,289,842,500	3.01

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

野村世界ＲＥＩＴインデックス Ａコース（野村投資一任口座向け）

2022年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	(2018年 1月17日)	112	112	0.9611	0.9611
第2特定期間	(2018年 7月17日)	1,718	1,720	0.9982	0.9997
第3特定期間	(2019年 1月17日)	2,172	2,174	0.9726	0.9736
第4特定期間	(2019年 7月17日)	2,303	2,306	1.0725	1.0740
第5特定期間	(2020年 1月17日)	2,261	2,265	1.1187	1.1207
第6特定期間	(2020年 7月17日)	2,109	2,114	0.8552	0.8572
第7特定期間	(2021年 1月18日)	2,341	2,346	0.9536	0.9556
第8特定期間	(2021年 7月19日)	3,001	3,010	1.1550	1.1585
第9特定期間	(2022年 1月17日)	3,328	3,341	1.1979	1.2024
	2021年 2月末日	2,605	—	0.9970	—
	3月末日	2,691	—	1.0326	—
	4月末日	2,847	—	1.0865	—
	5月末日	2,771	—	1.0980	—
	6月末日	2,898	—	1.1270	—
	7月末日	3,041	—	1.1610	—
	8月末日	3,040	—	1.1768	—

9月末日	2,969	—	1.1294	—
10月末日	3,204	—	1.1940	—
11月末日	3,207	—	1.1885	—
12月末日	3,446	—	1.2446	—
2022年 1月末日	3,233	—	1.1531	—
2月末日	3,251	—	1.1434	—

【分配の推移】

野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	0.0000円
第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	0.0081円
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	0.0075円
第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	0.0090円
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	0.0115円
第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	0.0120円
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.0120円
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	0.0160円
第9特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	0.0230円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	収益率
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	3.9%
第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	4.7%
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	1.8%
第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	11.2%
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	5.4%
第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	22.5%
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	12.9%
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	22.8%
第9特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	5.7%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村世界ＲＥＩＴインデックス Ａコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	117,350,544	—	117,350,544
第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	1,709,552,099	105,497,766	1,721,404,877
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	994,511,510	482,547,532	2,233,368,855
第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	382,226,336	468,070,816	2,147,524,375
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	278,047,448	404,013,634	2,021,558,189
第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	831,204,042	385,482,667	2,467,279,564
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	318,197,823	330,091,363	2,455,386,024
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	589,186,949	445,994,982	2,598,577,991
第9特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	464,193,921	283,958,117	2,778,813,795

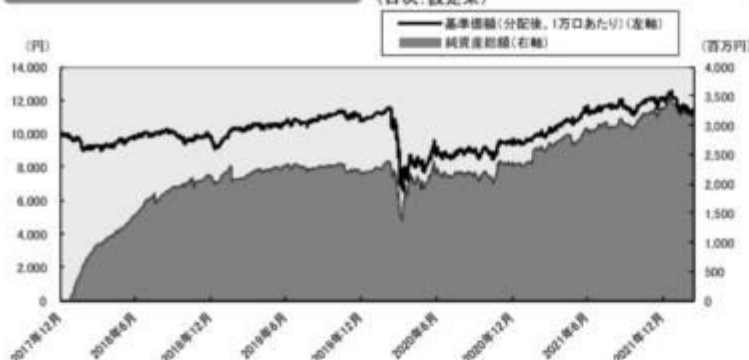
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

運用実績 (2022年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2022年2月	35 円
2022年1月	45 円
2021年12月	40 円
2021年11月	40 円
2021年10月	35 円
直近1年間累計	405 円
設定来累計	1,026 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率

銘柄	投資比率 (%)
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	92.5
J-REITインデックス マザーファンド	7.5

実質的な銘柄別投資比率(上位)

・「海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	国/地域	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	6.4
2	EQUINIX INC	アメリカ	3.8
3	PUBLIC STORAGE	アメリカ	3.2
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	2.7
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	2.3
6	REALTY INCOME CORP.	アメリカ	2.2
7	WELLTOWER INC	アメリカ	2.2
8	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	2.0
9	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	1.7
10	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	1.6

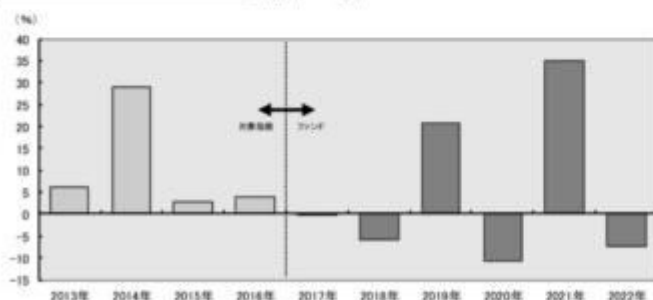
※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。
なお、ユーロについては発行国で記載しております。

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	0.5
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	0.4
3	GLP投資法人 投資証券	0.4
4	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	0.4
5	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	0.3
6	日本都市ファンド投資法人 投資証券	0.3
7	大和ハウスリート投資法人 投資証券	0.3
8	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	0.2
9	オリックス不動産投資法人 投資証券	0.2
10	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	0.2

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2013年から2016年は対象指数(合成指数)の年間収益率。
- ・2017年は設定日(2017年12月15日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2022年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象指数(合成指数)の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- ・ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社に野村投資一任口座を開設した者等に限るものとします。
当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。
- ・申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込の受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。
申込日当日もしくは翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合
申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。
- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求がで

きません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

- ・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2017年12月15日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎月18日から翌月17日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ ）上記（ ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ ）上記（ ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

() 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

() 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

() 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

() 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

() 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

() 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

() 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

() 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

() 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

() 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

() 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

() 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載ま

たは記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2021年7月20日から2022年1月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2021年 7月19日現在)	当期 (2022年 1月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,350,089	5,299,025
親投資信託受益証券	3,000,015,052	3,327,126,320
未収入金	7,846,864	11,817,879
流動資産合計	3,013,212,005	3,344,243,224
資産合計	3,013,212,005	3,344,243,224
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,095,022	12,504,662
未払解約金	1,652,430	1,751,927
未払受託者報酬	84,758	94,562
未払委託者報酬	988,858	1,103,217
未払利息	4	3
その他未払費用	8,466	9,447
流動負債合計	11,829,538	15,463,818
負債合計	11,829,538	15,463,818
純資産の部		
元本等		
元本	2,598,577,991	2,778,813,795
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	402,804,476	549,965,611
（分配準備積立金）	500,303,213	574,642,829
元本等合計	3,001,382,467	3,328,779,406
純資産合計	3,001,382,467	3,328,779,406
負債純資産合計	3,013,212,005	3,344,243,224

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日	当期 自 2021年 7月20日 至 2022年 1月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	561,889,418	180,833,794
営業収益合計	561,889,418	180,833,794
営業費用		
支払利息	477	613
受託者報酬	447,178	515,700
委託者報酬	5,217,038	6,016,398
その他費用	44,659	51,507
営業費用合計	5,709,352	6,584,218
営業利益又は営業損失（ ）	556,180,066	174,249,576
経常利益又は経常損失（ ）	556,180,066	174,249,576
当期純利益又は当期純損失（ ）	556,180,066	174,249,576
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,145,194	1,852,939
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	113,866,107	402,804,476
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,928,569	82,606,018
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,928,569	82,606,018
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,999,067	46,374,489
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,999,067	46,374,489
分配金	41,293,791	61,467,031
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	402,804,476	549,965,611

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４．その他	当該財務諸表の特定期間は、2021年 7月20日から2022年 1月17日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2021年 7月19日現在	当期 2022年 1月17日現在
１． 特定期間の末日における受益権の総数 2,598,577,991口	１． 特定期間の末日における受益権の総数 2,778,813,795口
２． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1550円 (10,000口当たり純資産額) (11,550円)	２． 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1979円 (10,000口当たり純資産額) (11,979円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日	当期 自 2021年 7月20日 至 2022年 1月17日																																																												
1. 分配金の計算過程 2021年 1月19日から2021年 2月17日まで	1. 分配金の計算過程 2021年 7月20日から2021年 8月17日まで																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,690,193円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>370,307,302円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>249,891,254円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>627,888,749円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,621,124,100口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,395円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>5,242,248円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,690,193円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	370,307,302円	分配準備積立金額	D	249,891,254円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	627,888,749円	当ファンドの期末残存口数	F	2,621,124,100口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,395円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,242,248円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,811,117円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>28,347,305円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>417,523,360円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>477,183,137円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>927,864,919円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,553,549,218口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>3,633円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>35円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>8,937,422円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,811,117円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	28,347,305円	収益調整金額	C	417,523,360円	分配準備積立金額	D	477,183,137円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	927,864,919円	当ファンドの期末残存口数	F	2,553,549,218口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,633円	10,000口当たり分配金額	H	35円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,937,422円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,690,193円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	370,307,302円																																																											
分配準備積立金額	D	249,891,254円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	627,888,749円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,621,124,100口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,395円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,242,248円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	4,811,117円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	28,347,305円																																																											
収益調整金額	C	417,523,360円																																																											
分配準備積立金額	D	477,183,137円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	927,864,919円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,553,549,218口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,633円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	35円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,937,422円																																																											
2021年 2月18日から2021年 3月17日まで	2021年 8月18日から2021年 9月17日まで																																																												

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,851,281円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	373,020,182円
分配準備積立金額	D	247,407,171円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	626,278,634円
当ファンドの期末残存口数	F	2,609,318,032口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,400円
10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,218,636円

2021年 3月18日から2021年 4月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,669,458円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	56,546,706円
収益調整金額	C	377,928,773円
分配準備積立金額	D	243,692,106円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	688,837,043円
当ファンドの期末残存口数	F	2,610,339,521口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,638円
10,000口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,525,848円

2021年 4月20日から2021年 5月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,999,471円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	15,071,539円
収益調整金額	C	374,004,155円
分配準備積立金額	D	283,128,512円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	677,203,677円
当ファンドの期末残存口数	F	2,511,460,684口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,696円
10,000口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,278,651円

2021年 5月18日から2021年 6月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,120,728円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	166,246,421円
収益調整金額	C	388,890,671円
分配準備積立金額	D	293,219,212円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	853,477,032円
当ファンドの期末残存口数	F	2,552,396,243口

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,474,335円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	441,481,066円
分配準備積立金額	D	496,939,693円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	943,895,094円
当ファンドの期末残存口数	F	2,606,974,321口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,620円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,124,410円

2021年 9月18日から2021年10月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,692,796円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	460,364,746円
分配準備積立金額	D	489,443,981円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	959,501,523円
当ファンドの期末残存口数	F	2,648,025,018口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,623円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,268,087円

2021年10月19日から2021年11月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,283,895円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	101,703,344円
収益調整金額	C	482,671,758円
分配準備積立金額	D	478,705,339円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,067,364,336円
当ファンドの期末残存口数	F	2,678,192,299口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,985円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,712,769円

2021年11月18日から2021年12月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,140,390円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	21,853,333円
収益調整金額	C	509,393,349円
分配準備積立金額	D	567,941,088円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,105,328,160円
当ファンドの期末残存口数	F	2,729,920,387口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,343円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	8,933,386円

2021年 6月18日から2021年 7月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,876,721円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	47,928,272円
収益調整金額	C	409,632,593円
分配準備積立金額	D	450,593,242円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	919,030,828円
当ファンドの期末残存口数	F	2,598,577,991口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,536円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	9,095,022円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,048円
10,000口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	10,919,681円

2021年12月18日から2022年 1月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,087,247円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	534,292,638円
分配準備積立金額	D	580,060,244円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,121,440,129円
当ファンドの期末残存口数	F	2,778,813,795口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	4,035円
10,000口当たり分配金額	H	45円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	12,504,662円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日	当期 自 2021年 7月20日 至 2022年 1月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2021年 7月19日現在	当期 2022年 1月17日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日	当期 自 2021年 7月20日 至 2022年 1月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日	当期 自 2021年 7月20日 至 2022年 1月17日
期首元本額 2,455,386,024円	期首元本額 2,598,577,991円

期中追加設定元本額	589,186,949円	期中追加設定元本額	464,193,921円
期中一部解約元本額	445,994,982円	期中一部解約元本額	283,958,117円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2021年 1月19日 至 2021年 7月19日	当期 自 2021年 7月20日 至 2022年 1月17日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	60,071,223	7,959,864
合計	60,071,223	7,959,864

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年1月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年1月17日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	J - R E I Tインデックス マザーファンド	93,195,985	246,941,401	
		海外 R E I Tインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	1,636,394,262	3,080,184,919	
	小計	銘柄数：2	1,729,590,247	3,327,126,320	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計				3,327,126,320	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」および「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2022年 1月17日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	51,821,744
コール・ローン	42,676,053
投資証券	7,065,160,050
派生商品評価勘定	61,537,513
未収入金	1,233,553
未収配当金	13,069,157
差入委託証拠金	64,306,361
流動資産合計	7,299,804,431
資産合計	7,299,804,431
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,793,300
未払金	2,223,913
未払解約金	17,020,890
未払利息	27
その他未払費用	140,100
流動負債合計	27,178,230
負債合計	27,178,230
純資産の部	
元本等	
元本	3,863,696,072
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,408,930,129
元本等合計	7,272,626,201
純資産合計	7,272,626,201
負債純資産合計	7,299,804,431

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 1月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	
(10,000口当たり純資産額)	
	1.8823円
	(18,823円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 7月20日 至 2022年 1月17日	
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、REIT指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とするREIT指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 1月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 1月17日現在	
期首	2021年 7月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,492,296,008円
同期中における追加設定元本額	365,643,508円
同期中における一部解約元本額	994,243,444円
期末元本額	3,863,696,072円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,519,003,409円
野村インデックスファンド・外国REIT・為替ヘッジ型	411,909,868円
野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	1,636,394,262円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）REIT	85,051,335円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	135,017,395円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	69,990,970円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	6,328,833円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年1月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年1月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	3,300	74,118.00	
		AGREE REALTY CORP	2,620	178,579.20	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	2,900	70,325.00	
		ALEXANDERS INC	90	23,624.10	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	5,340	1,122,895.20	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	400	8,004.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	2,000	77,760.00	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	5,320	295,845.20	
		AMERICAN FINANCE TRUST INC	5,000	44,600.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	10,810	451,317.50	
		AMERICOLD REALTY TRUST	9,900	297,000.00	
		APARTMENT INCOME REIT CO	5,820	317,190.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	6,000	43,620.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	8,000	134,320.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,300	32,844.00	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	1,100	12,397.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,300	1,318,004.00	
		BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH	1,000	26,530.00	
		BOSTON PROPERTIES	5,320	665,425.60	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,100	11,823.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	6,800	97,308.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	11,200	297,024.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	6,200	147,560.00	
		BRT APARTMENTS CORP	500	10,695.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,820	632,553.80	
		CARETRUST REIT INC ACQUIRES	3,500	79,450.00	
		CEDAR REALTY TRUST INC	500	12,170.00	

CENTERSPACE	580	58,487.20	
CHATHAM LODGING TRUST	2,000	27,660.00	
CIM COMMERCIAL TRUST CORP	600	4,512.00	
CITY OFFICE REIT INC	1,800	36,000.00	
CLIPPER REALTY INC	790	7,892.10	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	860	40,101.80	
COREPOINT LODGING INC	1,500	23,520.00	
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	4,200	117,306.00	
COUSINS PROPERTIES INC	5,480	227,146.00	
CTO REALTY GROWTH INC	260	16,681.60	
CUBESMART	8,080	412,726.40	
CYRUSONE INC	4,730	422,578.20	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	7,900	78,605.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	10,750	1,675,710.00	
DIGITALBRIDGE GROUP INC	19,800	155,430.00	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	9,000	29,790.00	
DOUGLAS EMMETT INC	6,470	228,455.70	
DUKE REALTY CORP	14,280	854,086.80	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	22,000	0.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	3,300	74,811.00	
EASTGROUP PROPERTIES	1,510	313,340.10	
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	5,600	54,768.00	
EPR PROPERTIES	2,890	137,564.00	
EQUINIX INC	3,405	2,542,717.80	
EQUITY COMMONWEALTH	4,400	117,788.00	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,380	513,845.20	
EQUITY RESIDENTIAL	12,940	1,175,340.20	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	4,600	126,960.00	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,439	838,918.44	
EXTRA SPACE STORAGE INC	5,080	1,034,338.80	
FARMLAND PARTNERS INC	1,200	14,616.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,690	357,393.40	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	4,900	305,809.00	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	3,100	86,955.00	

FRANKLIN STREET PROPERTIES C	4,000	24,880.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,540	381,225.60	
GEO GROUP INC/THE	4,900	38,563.00	
GETTY REALTY CORP	1,500	47,370.00	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,400	34,552.00	
GLADSTONE LAND CORP	1,200	39,636.00	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,500	42,875.00	
GLOBAL NET LEASE INC	3,700	55,796.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	5,530	173,973.80	
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA	8,280	271,418.40	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	20,450	737,836.00	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	1,300	12,376.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	3,960	187,268.40	
HOST HOTELS & RESORTS INC	27,000	484,380.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	5,800	152,192.00	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	3,900	91,494.00	
INDUS REALTY TRUST INC	170	13,625.50	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	2,400	58,920.00	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	910	190,990.80	
INVITATION HOMES INC	22,620	981,481.80	
IRON MOUNTAIN INC	10,820	484,411.40	
JBG SMITH PROPERTIES	4,400	128,304.00	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	32,000	24,960.00	
KILROY REALTY CORP	4,030	281,737.30	
KIMCO REALTY CORP	23,300	582,733.00	
KITE REALTY GROUP TRUST	8,300	184,758.00	
LIFE STORAGE INC	3,100	430,280.00	
LTC PROPERTIES INC	1,570	57,619.00	
LXP INDUSTRIAL TRUST	10,500	148,575.00	
MACERICH CO /THE	8,100	144,018.00	
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	53,300	35,711.00	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	22,300	538,099.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	4,320	929,275.20	
MONMOUTH REIT-CLASS A	3,900	81,549.00	

NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	6,510	304,928.40	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	3,170	202,055.80	
NATL HEALTH INVESTORS INC	1,740	105,426.60	
NETSTREIT CORP	1,500	34,890.00	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	820	67,617.20	
OFFICE PROPERTIES INCOME	1,900	53,048.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	9,100	287,833.00	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	620	20,819.60	
ORION OFFICE REIT INC	2,140	37,835.20	
PARAMOUNT GROUP INC	6,600	62,502.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	9,000	174,960.00	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	5,000	119,800.00	
PENN REAL ESTATE INVEST TST	3,000	3,180.00	
PHILLIPS EDISON & CO INC	600	19,974.00	
PHYSICIANS REALTY TRUST	8,600	161,508.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	4,600	89,240.00	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,200	34,344.00	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	500	9,050.00	
PREFERRED APARTMENT COMMUNITIES INC	2,100	37,989.00	
PRIME US REIT	21,000	17,010.00	
PROLOGIS INC	27,940	4,267,555.60	
PS BUSINESS PARKS INC/CA	760	132,734.00	
PUBLIC STORAGE	5,773	2,088,613.67	
REALTY INCOME CORP	21,430	1,532,245.00	
REGENCY CENTERS CORP	5,740	435,092.00	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	4,800	93,456.00	
RETAIL VALUE INC	714	4,591.02	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	5,770	427,210.80	
RLJ LODGING TRUST	6,200	91,326.00	
RPT REALTY	3,300	44,946.00	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	2,090	188,058.20	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	8,900	127,359.00	
SAFEHOLD INC	530	37,418.00	
SAUL CENTERS INC	500	26,505.00	

小計	SERITAGE GROWTH PROP-A REIT	1,500	17,955.00	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	6,700	63,181.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,440	1,936,908.00	
	SITE CENTERS CORP	6,700	107,267.00	
	SL GREEN REALTY CORP	2,570	209,275.10	
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	4,650	230,686.50	
	STAG INDUSTRIAL INC	6,620	288,565.80	
	STORE CAPITAL CORP	9,400	314,430.00	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	4,200	42,504.00	
	SUN COMMUNITIES INC	4,350	860,647.50	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	8,300	98,106.00	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	4,100	79,704.00	
	TERRENO REALTY CORP	2,800	217,560.00	
	UDR INC	10,870	636,764.60	
	UMH PROPERTIES INC	1,900	47,348.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	490	28,826.70	
	URBAN EDGE PROPERTIES	4,400	85,712.00	
	URSTADT BIDDLE-CL A	1,300	26,962.00	
	VENTAS INC	14,950	791,303.50	
	VERIS RESIDENTIAL INC	2,900	54,433.00	
	VICI PROPERTIES INC	23,900	682,106.00	
	VORNADO REALTY TRUST	6,090	281,845.20	
	WASHINGTON REAL ESTATE INV	3,400	89,658.00	
	WELLTOWER INC	16,490	1,443,039.90	
	WHITESTONE REIT	1,900	19,342.00	
	WP CAREY INC	6,960	550,953.60	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	4,500	83,880.00	
	銘柄数：156	981,181	47,297,806.03	
			(5,408,031,141)	
	組入時価比率：74.4%		76.6%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	2,230	98,097.70	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	2,300	27,416.00	
	AUTOMOTIVE PROPERTIES REAL ESTATE INVEST	700	9,954.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	850	47,073.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	1,300	5,265.00	

小計	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	3,090	174,306.90	
	CHOICE PROPERTIES REIT	6,100	89,548.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	1,900	34,295.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	2,000	33,620.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	4,200	68,292.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	1,000	24,830.00	
	EUROPEAN RESIDENTIAL REAL ES	1,600	6,896.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	4,100	75,686.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	1,250	123,312.50	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	5,600	74,200.00	
	INOVALIS REAL ESTATE INVESTM	700	6,832.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	2,500	40,650.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	2,000	44,500.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	700	15,610.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	700	12,278.00	
	NEXUS REAL ESTATE INVESTMENT	900	10,395.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	3,900	53,235.00	
	PLAZA RETAIL REIT	2,000	9,320.00	
	PRIMARIS REIT	1,400	19,600.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,000	136,260.00	
	SLATE GROCERY REIT	906	13,653.42	
	SLATE OFFICE REIT	1,400	7,140.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	2,700	85,131.00	
	SUMMIT INDUSTRIAL INCOME REIT	3,300	71,973.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	1,600	11,680.00	
	銘柄数：30	68,926	1,431,049.52	
			(130,497,405)	
	組入時価比率：1.8%		1.8%	
ユーロ	AEDIFICA	1,380	155,112.00	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	6,800	132,600.00	
	ALTAREA	168	28,526.40	
	BEFIMMO S.C.A.	900	31,005.00	
	CARE PROPERTY INVEST	1,040	27,196.00	
	CARMILA	1,700	24,820.00	

	COFINIMMO	1,110	155,955.00	
	COIMA RES SPA	900	6,597.00	
	COVIVIO	1,820	138,138.00	
	CROMWELL REIT EUR	11,600	29,000.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,400	28,819.00	
	GECINA SA	2,070	254,196.00	
	HAMBORNER REIT AG	2,700	27,000.00	
	HIBERNIA REIT PLC	26,000	33,540.00	
	ICADE	1,220	79,666.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	2,000	8,350.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	10,200	84,762.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	900	25,110.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	16,000	27,712.00	
	KLEPIERRE	7,300	164,323.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	2,400	12,600.00	
	MERCIALYS	1,900	18,154.50	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	12,500	125,125.00	
	MONTEA	370	48,396.00	
	NSI NV	720	26,928.00	
	RETAIL ESTATES	450	33,300.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4,370	286,672.00	
	VASTNED RETAIL NV	700	17,290.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,230	203,028.60	
	WERELDHAVE NV	1,500	20,460.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	710	35,393.50	
小計	銘柄数：31	128,058	2,289,775.00	
			(298,701,148)	
	組入時価比率：4.1%		4.2%	
英債券	AEW UK REIT PLC	7,000	8,078.00	
	ASSURA PLC	112,000	76,272.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	6,300	98,721.00	
	BMO COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	32,000	34,368.00	
	BRITISH LAND	34,600	188,224.00	
	CAPITAL & COUNTIES PROPERTIES PLC	33,000	57,585.00	
	CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	25,000	24,500.00	

小計	CUSTODIAN REIT PLC	17,000	18,088.00	
	DERWENT LONDON PLC	4,210	145,118.70	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	23,000	19,803.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	10,100	77,012.50	
	HAMMERSON PLC	160,000	57,648.00	
	HOME REIT PLC	22,000	27,720.00	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	14,000	16,632.00	
	INTU PROPERTIES PLC	39,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	27,800	219,008.40	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	33,400	89,578.80	
	LXI REIT PLC	26,000	39,104.00	
	NEWRIVER REIT PLC	11,000	11,000.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	20,000	20,720.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	50,000	73,150.00	
	PRS REIT PLC/THE	19,000	20,235.00	
	REGIONAL REIT LTD	17,000	15,657.00	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	8,100	107,001.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	21,000	11,256.00	
	SEGRO PLC	45,700	585,874.00	
	SHAFTESBURY PLC	11,100	69,708.00	
	STANDARD LIFE INV PROP INC	16,000	12,944.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	37,000	45,972.50	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	15,000	14,460.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	70,200	162,723.60	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	32,000	24,288.00	
	UNITE GROUP PLC	14,900	157,940.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	5,200	43,784.00	
	銘柄数：34	1,019,610	2,574,174.50	
			(402,472,183)	
	組入時価比率：5.5%		5.7%	
豪ドル	ABACUS PROPERTY GROUP	14,000	50,960.00	
	ARENA REIT	14,000	67,900.00	
	AVENTUS GROUP	16,000	53,920.00	
	BWP TRUST	19,500	78,780.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	23,666	73,601.26	

小計	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	20,000	78,000.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	18,000	41,040.00	
	CHARTER HALL GROUP	17,200	315,792.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	21,700	107,415.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	21,000	87,570.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	12,000	46,680.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	54,000	46,440.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	8,000	26,480.00	
	DEXUS/AU	39,900	430,920.00	
	GDI PROPERTY GROUP	19,000	20,615.00	
	GOODMAN GROUP	64,300	1,491,760.00	
	GPT GROUP	73,500	396,165.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	11,000	45,540.00	
	HOME CONSORTIUM LTD	6,700	50,585.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	21,000	29,715.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	7,000	24,500.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	14,212	84,419.28	
	IRONGATE GROUP	20,000	33,900.00	
	MIRVAC GROUP	151,000	427,330.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	41,000	106,600.00	
	RURAL FUNDS GROUP	15,023	45,219.23	
	SCENTRE GROUP	197,000	602,820.00	
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	43,000	123,410.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	89,000	376,470.00	
	VICINITY CENTRES	144,000	241,920.00	
	WAYPOINT REIT	29,084	79,108.48	
	銘柄数：31	1,244,785	5,685,575.25	
			(468,775,679)	
	組入時価比率：6.4%		6.6%	
ニュージーランド ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	31,000	48,050.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	41,000	106,190.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	59,000	68,440.00	
	PRECINCT PROPERTIES NEW ZEALAND	50,000	81,500.00	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	15,000	47,625.00	
小計	銘柄数：5	196,000	351,805.00	

			(27,366,910)	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	
香港ドル	CHAMPION REIT	71,000	284,000.00	
	FORTUNE REIT	55,000	447,700.00	
	LINK REIT	78,500	5,271,275.00	
	PROSPERITY REIT	49,000	152,390.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	38,000	162,640.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	89,050	289,412.50	
小計	銘柄数：6	380,550	6,607,417.50	
			(96,996,888)	
	組入時価比率：1.3%		1.4%	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	17,000	24,140.00	
	ARA LOGOS LOGISTICS TRUST	50,000	43,500.00	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	125,000	361,250.00	
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	77,000	81,620.00	
	CAPITALAND CHINA TRUST	39,750	46,905.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	190,609	383,124.09	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	31,000	37,200.00	
	EC WORLD REIT	12,000	8,760.00	
	ESR REIT	108,000	50,760.00	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	40,000	23,200.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	50,000	15,500.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	41,000	92,660.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	107,000	155,150.00	
	IREIT GLOBAL	21,000	13,650.00	
	KEPPEL DC REIT	51,230	117,316.70	
	KEPPEL REIT	72,000	82,800.00	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	36,000	30,600.00	
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	84,000	153,720.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	72,000	190,080.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	110,181	196,122.18	
	MAPLETREE NORTH ASIA COMMERCIAL	80,000	86,400.00	
	QUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	91,000	39,585.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	14,300	71,214.00	

	小計	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	20,000	16,300.00	
		SPH REIT	36,000	34,740.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	55,000	34,925.00	
		SUNTEC REIT	83,000	126,990.00	
		銘柄数：27	1,714,070	2,518,211.97	
				(213,544,375)	
		組入時価比率：2.9%		3.0%	
	ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	5,801	36,024,210.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	1,000	5,670,000.00	
		JR REIT XXVII	4,400	23,540,000.00	
		KORAMCO ENERGY PLUS REIT	1,500	9,885,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	5,000	27,000,000.00	
		MIRAE ASIA PAC REAL EST-1	3,200	14,880,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	1,500	12,060,000.00	
		銘柄数：7	22,401	129,059,210.00	
				(12,402,590)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	新シェケル	REIT 1 LTD	7,500	173,175.00	
		銘柄数：1	7,500	173,175.00	
	小計			(6,371,731)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
	合計			7,065,160,050	
				(7,065,160,050)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2022年 1月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	155,741,371	-	150,820,177	4,921,194

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	7,516,033,919	-	7,457,368,512	58,665,407
米ドル	5,779,440,804	-	5,725,161,485	54,279,319
カナダドル	135,517,807	-	136,385,532	867,725
ユーロ	298,415,881	-	298,118,009	297,872
英ポンド	420,497,440	-	422,488,974	1,991,534
豪ドル	516,422,476	-	512,024,902	4,397,574
ニュージーランドドル	29,245,807	-	29,000,526	245,281
香港ドル	104,730,418	-	103,875,680	854,738
シンガポールドル	224,015,656	-	222,623,876	1,391,780
新シェケル	7,747,630	-	7,689,528	58,102
合計	-	-	-	53,744,213

（注）時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J - R E I T インデックス マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2022年 1月17日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	992,784,972
投資証券	43,328,142,040

(2022年 1月17日現在)

未収入金	43,446,350
未収配当金	285,924,953
差入委託証拠金	84,204,000
流動資産合計	44,734,502,315
資産合計	44,734,502,315
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	29,249,870
未払金	15,616,100
未払解約金	46,864,689
未払利息	632
流動負債合計	91,731,291
負債合計	91,731,291
純資産の部	
元本等	
元本	16,848,221,652
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,794,549,372
元本等合計	44,642,771,024
純資産合計	44,642,771,024
負債純資産合計	44,734,502,315

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2022年 1月17日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6497円
(10,000口当たり純資産額)	(26,497円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 7月20日 至 2022年 1月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 1月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 1月17日現在	
期首	2021年 7月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	16,606,270,797円
同期中における追加設定元本額	1,980,115,872円
同期中における一部解約元本額	1,738,165,017円
期末元本額	16,848,221,652円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信（安定コース）	1,707,191,095円
野村世界6資産分散投信（分配コース）	2,206,080,972円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	870,980,818円
野村資産設計ファンド2015	14,177,374円
野村資産設計ファンド2020	14,021,738円
野村資産設計ファンド2025	18,136,536円
野村資産設計ファンド2030	19,504,205円
野村資産設計ファンド2035	20,080,742円
野村資産設計ファンド2040	37,099,701円
野村資産設計ファンド2045	4,236,818円
野村インデックスファンド・J-REIT	3,134,568,395円
ネクストコア	8,422,312円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,070,064,099円
野村J-REITインデックス（野村SMA・EW向け）	2,315,391,300円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	859,811,634円
野村資産設計ファンド2050	4,611,959円
インデックス・ブレード（タイプ ）	539,599円
インデックス・ブレード（タイプ ）	512,742円
インデックス・ブレード（タイプ ）	3,068,634円
インデックス・ブレード（タイプ ）	680,031円
インデックス・ブレード（タイプ ）	2,271,634円
野村6資産均等バランス	1,977,507,021円
野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	93,195,985円
野村資産設計ファンド2060	2,861,628円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）REIT	210,441,462円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT（適格機関投資家専用）	78,496,122円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	110,301,961円
J-REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,691,709,471円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	57,746,001円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	476,407円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	2,107,611円
野村DC運用戦略ファンド	225,824,189円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	18,199,716円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	8,647,822円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	3,883,326円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	9,288,443円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	5,114,410円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	5,293,642円

野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	2,138,267円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	1,403,643円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	32,132,187円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年1月17日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年1月17日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	800	115,920,000	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,258	153,853,400	
		S O S i L A 物流リート投資法人 投資証券	1,848	295,864,800	
		東海道リート投資法人 投資証券	304	32,801,600	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	1,372	862,988,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	4,672	696,128,000	
		産業ファンド投資法人 投資証券	5,641	1,110,712,900	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	3,973	1,398,496,000	
		ケネディクス・レジデンシャル・ネ クスト投資法人 投資証券	2,714	571,025,600	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,118	885,324,000	
		G L P 投資法人 投資証券	12,868	2,268,628,400	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	1,789	572,480,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券（権利落ち）	17	5,347,690	
		日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	6,500	2,271,750,000	

星野リゾート・リート投資法人 投資証券	666	446,886,000	
Oneリート投資法人 投資証券	689	211,867,500	
イオンリート投資法人 投資証券	4,673	737,866,700	
ヒューリックリート投資法人 投資証券	3,707	640,569,600	
日本リート投資法人 投資証券	1,226	482,431,000	
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	12,060	1,014,246,000	
トーセイ・リート投資法人 投資証券	830	110,473,000	
ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	1,586	448,679,400	
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	847	136,705,800	
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	900	114,660,000	
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	12,848	2,017,136,000	
いちごホテルリート投資法人 投資証券	658	51,192,400	
ラサールロジポート投資法人 投資証券	4,864	880,384,000	
スターアジア不動産投資法人 投資証券	4,106	269,764,200	
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	448	59,001,600	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	1,477	847,798,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	641	43,203,400	
投資法人みらい 投資証券	4,813	242,093,900	
森トラスト・ホテルリート投資法人 投資証券	932	114,449,600	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,010	473,690,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,539	312,878,700	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	577	68,663,000	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	1,567	189,450,300	

伊藤忠アドバンス・ロジスティクス 投資法人 投資証券	1,549	260,696,700	
日本ビルファンド投資法人 投資証 券	4,555	3,033,630,000	
ジャパンリアルエステイト投資法 人 投資証券	3,973	2,538,747,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証 券	20,047	1,944,559,000	
オリックス不動産投資法人 投資証 券	7,916	1,379,758,800	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	2,661	1,001,866,500	
N T T都市開発リート投資法人	3,808	587,574,400	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	2,664	518,680,800	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	2,759	325,562,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	8,944	1,236,060,800	
森トラスト総合リート投資法人 投 資証券	2,840	404,700,000	
インヴィンシブル投資法人 投資証 券	17,487	653,139,450	
フロンティア不動産投資法人 投資 証券	1,393	683,963,000	
平和不動産リート投資法人 投資証 券	2,574	382,496,400	
日本ロジスティクスファンド投資法 人 投資証券	2,596	857,978,000	
福岡リート投資法人 投資証券	2,055	345,240,000	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	1,229	878,735,000	
いちごオフィスリート投資法人 投 資証券	3,256	269,596,800	
大和証券オフィス投資法人 投資証 券	840	585,480,000	
阪急阪神リート投資法人 投資証券	1,795	282,712,500	
スターツプロシード投資法人 投資 証券	619	143,050,900	
大和ハウスリート投資法人 投資証 券	5,966	2,052,304,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法	12,172	697,455,600	

	小計	人 投資証券			
		大和証券リビング投資法人 投資証券	5,369	616,898,100	
		ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	3,687	491,845,800	
		銘柄数：62	231,292	43,328,142,040	
		組入時価比率：97.1%		100.0%	
合計				43,328,142,040	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2022年 1月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	1,339,164,500	-	1,309,988,000	29,249,870
合計	1,339,164,500	-	1,309,988,000	29,249,870

（注）時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村世界 R E I T インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）

2022年2月28日現在

資産総額	3,257,559,322円
負債総額	5,604,937円
純資産総額（ - ）	3,251,954,385円
発行済口数	2,844,124,046口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1434円

（参考）海外 R E I T インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

2022年2月28日現在

資産総額	14,226,561,609円
負債総額	7,146,031,567円
純資産総額（ - ）	7,080,530,042円
発行済口数	3,926,618,298口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8032円

（参考）J - R E I T インデックス マザーファンド

2022年2月28日現在

資産総額	45,100,078,612円
負債総額	2,273,986,855円
純資産総額（ - ）	42,826,091,757円
発行済口数	16,899,175,799口
1口当たり純資産額（ / ）	2.5342円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の

請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

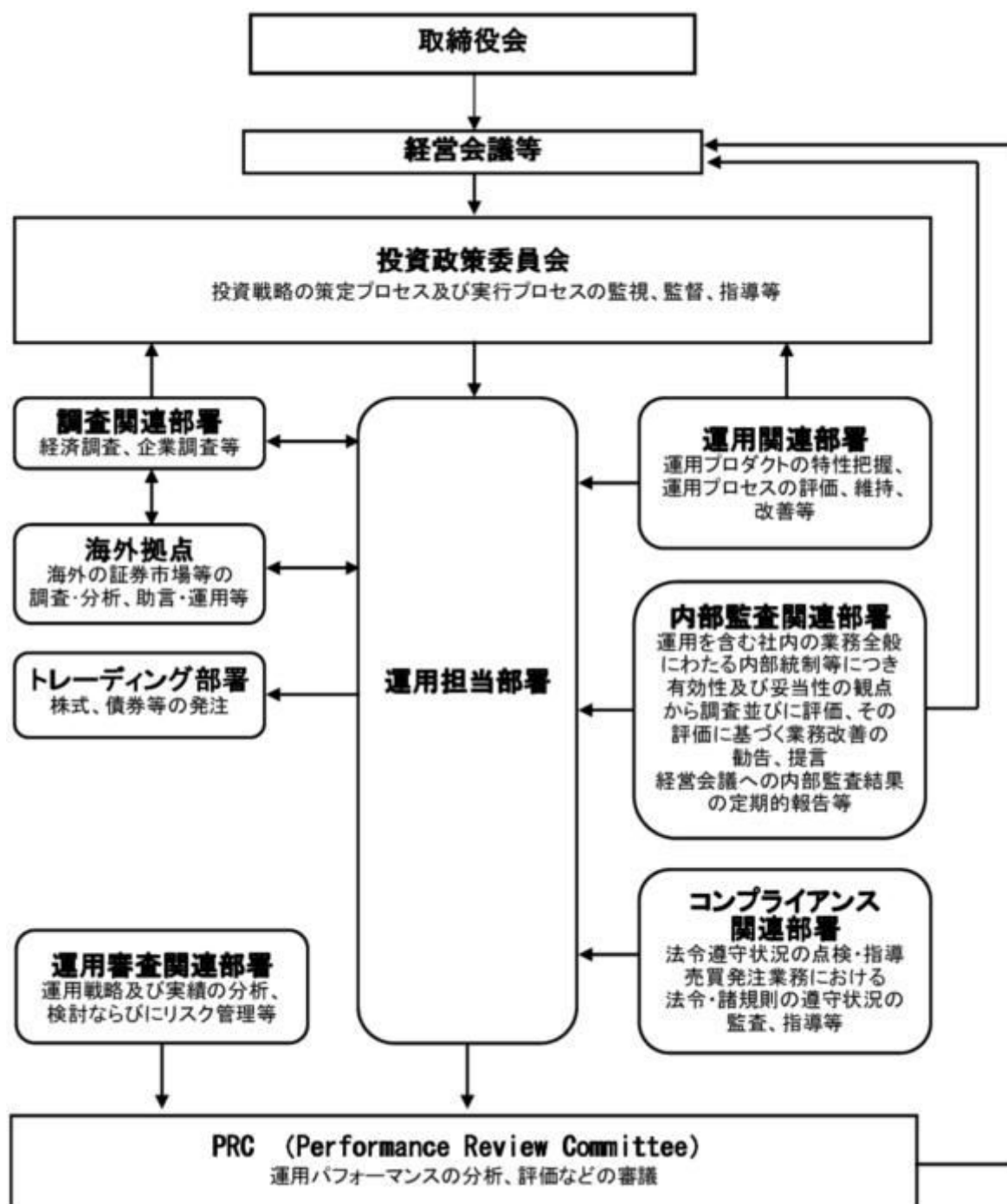
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	991	37,768,757
単位型株式投資信託	195	773,030
追加型公社債投資信託	14	6,313,919
単位型公社債投資信託	512	1,549,071
合計	1,712	46,404,778

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,626		4,281
金銭の信託			41,524		35,912
有価証券			24,399		30,400
前払費用			106		167
未収入金			522		632
未収委託者報酬			23,936		24,499
未収運用受託報酬			4,336		4,347
その他			71		268
貸倒引当金			14		14
流動資産計			97,509		100,496
固定資産					
有形固定資産			645		2,666
建物	2	295		1,935	

器具備品	2	349		731	
無形固定資産			5,894		5,429
ソフトウェア		5,893		5,428	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,486		16,487
投資有価証券		1,437		1,767	
関係会社株式		10,171		9,942	
従業員長期貸付金		16		-	
長期差入保証金		329		330	
長期前払費用		19		15	
前払年金費用		1,545		1,301	
繰延税金資産		2,738		3,008	
その他		229		122	
貸倒引当金		0		-	
固定資産計			23,026		24,583
資産合計			120,536		125,080

		前事業年度 (2020年3月31日)		当事業年度 (2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			157		123
未払金			15,279		16,948
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		3		8	
未払手数料		6,948		7,256	
関係会社未払金		7,262		8,671	
その他未払金		1,063		1,011	
未払費用	1		10,290		9,171
未払法人税等			1,564		2,113
前受収益			26		22
賞与引当金			3,985		3,795
その他			67		-
流動負債計			31,371		32,175
固定負債					
退職給付引当金			3,311		3,299
時効後支払損引当金			572		580
資産除去債務			-		1,371
固定負債計			3,883		5,250
負債合計			35,254		37,425
(純資産の部)					
株主資本			85,270		87,596
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			54,360		56,686
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		53,675		56,001	

別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,069		31,395	
評価・換算差額等			10		57
その他有価証券評価差額金			10		57
純資産合計			85,281		87,654
負債・純資産合計			120,536		125,080

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,736		106,355
運用受託報酬			17,170		16,583
その他営業収益			340		428
営業収益計			133,247		123,367
営業費用					
支払手数料			39,435		34,739
広告宣伝費			1,006		1,005
公告費			-		0
調査費			26,833		24,506
調査費		5,696		5,532	
委託調査費		21,136		18,974	
委託計算費			1,342		1,358
営業雑経費			5,823		4,149
通信費		75		73	
印刷費		958		976	
協会費		92		88	
諸経費		4,696		3,011	
営業費用計			74,440		65,760
一般管理費					
給料			11,418		10,985
役員報酬		109		147	
給料・手当		7,173		7,156	
賞与		4,134		3,682	
交際費			86		35
旅費交通費			391		64
租税公課			1,029		1,121
不動産賃借料			1,227		1,147
退職給付費用			1,486		1,267
固定資産減価償却費			2,348		2,700
諸経費			10,067		10,739
一般管理費計			28,055		28,063
営業利益			30,751		29,542

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,936		4,540	
受取利息		0		0	
金銭の信託運用益		-		1,698	
その他		309		447	
営業外収益計			5,246		6,687
営業外費用					
金銭の信託運用損		230		-	
投資事業組合等評価損		146		-	
時効後支払損引当金繰入額		18		13	
為替差損		23		26	
その他		23		32	
営業外費用計			443		72
経常利益			35,555		36,157
特別利益					
投資有価証券等売却益		21		71	
株式報酬受入益		59		48	
移転補償金		-		2,077	
特別利益計			81		2,197
特別損失					
投資有価証券等評価損		119		36	
関係会社株式評価損		1,591		582	
固定資産除却損	2	67		105	
事務所移転費用		-		406	
特別損失計			1,778		1,129
税引前当期純利益			33,858		37,225
法人税、住民税及び事業税			9,896		11,239
法人税等調整額			34		290
当期純利益			23,996		26,276

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326

当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
-------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5．消費税等の会計処理方法 6．連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347 合計 3,109	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990

損益計算書関係

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
--	--

1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソ フ ト ウ エ 59 ア 合計 67	2. 固定資産除却損 器具備品 2百万円 ソ フ ト ウ エ 102 ア 合計 105

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リ

スクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上してありました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を

目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-

未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4．其他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5．事業年度中に売却した其他有価証券（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

1．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2020年3月31日)	当事業年度末 (2021年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 賞与引当金 1,235 退職給付引当金 1,026 関係会社株式評価減 762 未払事業税 285 投資有価証券評価減 462 減価償却超過額 171 時効後支払損引当金 177 関係会社株式売却損 148 ゴルフ会員権評価減 167 未払社会保険料 97 その他 219 繰延税金資産小計 4,754 評価性引当額 1,532 繰延税金資産合計 3,222 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 4 前払年金費用 478 繰延税金負債合計 483 繰延税金資産の純額 2,738	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 百万円 賞与引当金 1,176 退職給付引当金 1,022 関係会社株式評価減 784 未払事業税 430 投資有価証券評価減 428 減価償却超過額 223 時効後支払損引当金 179 関係会社株式売却損 148 ゴルフ会員権評価減 135 未払社会保険料 95 その他 341 繰延税金資産小計 4,968 評価性引当額 1,530 繰延税金資産合計 3,437 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 25 前払年金費用 403 繰延税金負債合計 429 繰延税金資産の純額 3,008
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 4.4% タックスヘイブン税制 2.6% 外国税額控除 0.7% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.2% その他 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.1%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 31.0% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.0% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.5% タックスヘイブン税制 1.9% 外国税額控除 0.5% 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 0.2% その他 0.3% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.4%

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
前事業年度		当事業年度	
自	2019年4月 1日	自	2020年4月 1日
至	2020年3月31日	至	2021年3月31日
期首残高	-		-
有形固定資産の取得に伴う増加	-		1,371
時の経過による調整額	-		-
期末残高	-		1,371

セグメント情報等

前事業年度(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入(*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還(*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,557円31銭	1株当たり純資産額	17,018円01銭
1株当たり当期純利益	4,658円88銭	1株当たり当期純利益	5,101円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	23,996百万円	損益計算書上の当期純利益	26,276百万円
普通株式に係る当期純利益	23,996百万円	普通株式に係る当期純利益	26,276百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2021年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,226
金銭の信託		36,349
有価証券		11,600
未収委託者報酬		26,924
未収運用受託報酬		4,497
その他		1,176
貸倒引当金		15
流動資産計		82,759
固定資産		
有形固定資産	1	2,005
無形固定資産		5,512
ソフトウェア		5,511

その他		0
投資その他の資産		15,622
投資有価証券		1,949
関係会社株式		9,864
前払年金費用		1,305
繰延税金資産		1,951
その他		551
固定資産計		23,140
資産合計		105,899

		2021年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		12,617
未払収益分配金		0
未払償還金		5
未払手数料		8,203
関係会社未払金		3,481
その他未払金	2	925
未払費用		9,068
未払法人税等		1,282
賞与引当金		1,966
資産除去債務		296
その他		150
流動負債計		25,381
固定負債		
退職給付引当金		3,265
時効後支払損引当金		588
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,976
負債合計		30,358
(純資産の部)		
株主資本		75,467
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		44,557
利益準備金		685
その他利益剰余金		43,872
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,265
評価・換算差額等		74
その他有価証券評価差額金		74
純資産合計		75,541
負債・純資産合計		105,899

中間損益計算書

		自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		57,049
運用受託報酬		8,278
その他営業収益		219

営業収益計		65,547
営業費用		
支払手数料		19,265
調査費		12,882
その他営業費用		2,443
営業費用計		34,591
一般管理費	1	14,589
営業利益		16,366
営業外収益	2	4,136
営業外費用	3	262
経常利益		20,241
特別利益	4	49
特別損失	5	507
税引前中間純利益		19,782
法人税、住民税及び事業税		4,594
法人税等調整額		1,049
中間純利益		14,139

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当中間期変動額									
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268
中間純利益							14,139	14,139	14,139
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,129	12,129	12,129

当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,265	44,557	75,467
---------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当中間期変動額			
剰余金の配当			26,268
中間純利益			14,139
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	16	16	16
当中間期変動額合計	16	16	12,112
当中間期末残高	74	74	75,541

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの... 移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。
5 収益及び費用の計上基準	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
7 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2021年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	1,136百万円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	286百万円
無形固定資産	1,006百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	3,530百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	71百万円
時効後支払損引当金繰入	10百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	26百万円
株式報酬受入益	23百万円

つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

2021年9月30日現在				
	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（ ）	-	2,452	-	2,452
合計	-	2,452	-	2,452

（ ）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託 33,897百万円は表中に含まれておりません。

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2021年9月30日）

１．満期保有目的の債券(2021年9月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(2021年9月30日)

市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社株式	9,758
関連会社株式	106

合計	9,864
----	-------

これらについては市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

３．その他有価証券(2021年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	11,600	11,600	-
小計	11,600	11,600	-
合計	11,600	11,600	-

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
期首残高	1,371
有形固定資産の取得に伴う増加	48
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,419

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
委託者報酬	57,003百万円
運用受託報酬	8,273百万円
成功報酬（注）	51百万円
その他営業収益	219百万円
合計	65,547百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] ５ 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

		自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日
1 株当たり純資産額		14,666円31銭
1 株当たり中間純利益		2,745円08銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。		
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		
中間純利益		14,139百万円
普通株主に帰属しない金額		-
普通株式に係る中間純利益		14,139百万円
期中平均株式数		5,150千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものと

して内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2022年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 2022年1月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永 真太郎
--------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）の2021年7月20日から2022年1月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界REITインデックス Aコース（野村投資一任口座向け）の2022年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原 尚
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 村 健二郎
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永 真太郎
--------------------	-------	---------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。